

番号	分類	質問	回答
1	対象者	新規入居者の対象はどんな方があてはまりますか？	対象は、下記をすべて満たす新規の入居者に限ります。なお、定期検査日は各事業所等で設定ください。 <ul style="list-style-type: none"> 施設の外から入居する者で、長期の入居が見込まれること(通所・訪問・ショートステイ及び施設間同士の移動者は対象外)。 検査は入居前または入居後の1週間以内とし、その間に定期検査が予定されていること 自己検査ができること(ただし、医療従事者による検体採取・検査も可能とします。)
2	対象者	利用者と接するとは？	<ul style="list-style-type: none"> 「利用者」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。 利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全くない場合は対象となりません。 (新型コロナウイルス介護/障害慰労金の対象者と同様の考え方です。)
3	対象者	委託業者や派遣職員も対象となりますか？	委託業者や派遣職員も、事業所等にて常時又は定期的に従事される方は対象となります。
4	対象者	複数の事業所で勤務している職員はどちらで検査を受けたらよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> 複数の事業所で勤務されている職員の方は、重複して検査を受けることはできません。 主に勤務されている事業所(一か所)においてのみ申請の職員数に含めていただき、検査を受けてください。
5	対象者	併設する医療機関の看護師等が、施設等で兼務している場合は対象となりますか？	兼務であっても、当該事業所等の職員として従事される場合は対象となります。
6	対象者	以前に陽性となった職員も検査を受けることはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> 過去1か月以内に陽性となった方へは、検査を推奨しておりません。 直近の罹患歴がある方については、陽性反応が出る可能性も考慮の上検査実施ください。
7	対象者	毎回同じ者が検査しなければいけないでしょうか	同一の者への頻回検査として配布しておりますが、各事業所等の判断で必要と考える方を対象に必要な回数検査実施していただいても構いません。
8	検査時期	必ず週2~5検査しなければいけないでしょうか	上記7の回答に同じ ・検査実施のない週があっても構いませんが、検査実施した場合は、実績報告をお願いします。
9	検査時期	症状があるときに検査をしてもよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> 症状がある場合にも使用して構いませんが、保険診療としての検査には使用しないでください。 また、症状がある場合には、基本的には出勤せず療養行方等のご配慮をお願いします。
10	検査	令和5年7月以前に配布もらったもの、又は市町村窓口から受け取った抗原定性検査キットの在庫が未だあるのですが、今回郵送いただいたものとどちらから使用したらよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> 使用期限が近い方から使用ください。 なお、令和5年8月以降に郵送で届いた抗原定性検査キット(伝票に管理番号あり)については、報告方法・報告先が異なりますので、ご注意ください。 (詳細は番号17、18参照)
11	申請	一部の職員のみを検査対象として申請することはできますか？	<ul style="list-style-type: none"> この検査は、事業所等での感染拡大を未然に防ぐことを目的として実施するもので、趣旨をご理解いただいた上で、職員全員の検査が望ましいと考えます。 ただし、一部の職員が検査を希望されない(同意されない)場合は、それ以外の職員全員を対象として申請してください。
12	申請	事業所として申請しない場合でも、職員個人として申請はできますか？	<ul style="list-style-type: none"> この検査は、事業所等での感染拡大を未然に防ぐことを目的として実施するものですので、事業所単位で申請いただく必要があります。 希望される場合は、事業所においてご相談ください。
13	申請	複数の事業所がある場合、どのように申請したらよいですか？	(同一住所の場合)一つの申請で行ってください。申請時に、複数事業所(主・副)を登録してください。この場合、抗原定性検査キットの受取等もまとめて行っていただくこととなります。 (別住所の場合)住所毎に別の申請を行ってください。そのうち同一の住所の事業所はまとめて申請してください。この場合、抗原定性検査キットの受取等は申請毎に受け取っていただくこととなります。
14	申請	メールアドレスは必須ですか？	抗原定性検査キットの配布数や配布の調整についてはメールで行っているため、申請にはメールアドレスの登録が必須となっています。
15	申請	追加配布が欲しい場合はどのようにしたらよいですか？	<ul style="list-style-type: none"> 検査申込用の電子申請において、改めて申請してください。 なお、申請の締め切りは令和6年1月末日(水)17時です。
16	申請	検査キットの配布は申請からいつ頃になりますか？	<ul style="list-style-type: none"> 申請は隔週毎に集計し、順次発送を行っていきます。 申請から配布まで10日~14日程度はかかると見込んでください。
17	結果	検査実績は必ず報告しなければいけませんか？	<ul style="list-style-type: none"> 配布した抗原定性検査キットがどれくらい使われたか、またその検査実績(陽性率など)がどのような状況か、事業効果を把握するためにも必要ですので、必ず報告をお願いします。 なお、報告先メールアドレスに変更がある予定ですので、決定次第、様式及び報告先メールアドレスを掲載します。

番号	分類	質問	回答
18	結果	令和5年7月以前に配布もらったもの、又は市町村窓口から受け取った抗原定性検査キットの使用実績報告も「okinawa_kougen@sg-systems.co.jp」あての報告に含めてよいですか？	<p>・令和5年7月以前に配布もらったもの、又は市町村窓口から受け取った抗原定性検査キットを使用した場合は、沖縄県電子申請「R4抗原定性検査キット使用実績報告」において報告をお願いします。</p> <p>（電子申請先URL） https://s-kantan.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2524</p>